

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況

地方公務員法第 39 条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。平成 21 年度の実施状況は次のとおりです。

(ア) 職員研修概要

区 分	概 要	対象者	期間	参加者数
階層別研修	職員として必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級区分等に従い実施する研修 (新規採用職員研修・管理職研修等)	それぞれ職務の階層区分に該当する職員	1~8日	114
専門研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する研修 (普通救命講習 等)	それぞれ職務の区分に該当する職員	0.5~1日	32
特別研修	ある一定の政策・事業に関して必要な知識及び技能を習得させるために実施する研修 (政策形成研修・人権研修等)	全職員	0.5~2日	489
派遣研修	研修内容が特殊であったり専門的であったりするため、研修専門機関などに職員を派遣して行う研修 (福岡県市町村職員研修所派遣等)	全職員	1~8日	104
自主研修	自己啓発の機会を保障することで、職員の自己啓発を促し、自らの資質の向上を図る研修 (自主研究グループ活動助成)	全職員	1年	なし

(イ) 研修実施機関別の状況

実施機関	研 修 名	研修回数	受講者数
行橋市職員研修所	新規採用職員研修・人権研修・政策形成研修・普通救命講習・男女共同参画研修・暴力団追放研修・人事考課研修・面談スキルアップ研修 他	11	679
福岡県市町村職員研修所	新規採用職員研修（前期・後期）・一般職員研修（1部・2部・3部）・新任係長研修・新任課長研修・税徴収事務研修・政策評価研修・統計分析研修・地方公会計改革研修・法制執務基礎研修・契約事務研修 他	53	94
福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会	政策研修	1	1
その他の研修機関	地方税徴収事務研修・道路計画設計・CAD初級・工事検査・地方公務員の給与実務講座・地方自治体の予算編成・出納事務と決算処理実務講座 他	7	9

(2) 勤務評定の実施状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員の執務における勤務成績の評定を行っています。この評定を定期的に行い、記録を作成し、これを職員の能力活用、育成、研修指導及び監督の有効な指針並びに、公正な人事行政を行う基礎資料の一つとするために実施しています。

(ア) 勤務評定概要

定期評定	基準日は2月1日、評定期間は1年間として、臨時的任用職員、非常勤職員、市長が特別に定める職員を除いて実施
条件附採用期間評定	条件附採用期間中の職員について、その採用開始の日から概ね5月を経過したときに実施
特別評定	休暇、退職又は異動その他の事由により、公正な評定を行うことが困難と認められ、定期評定未実施の職員に対して、その理由が消滅し、公正な評定を実施できると認められたときに実施

(イ) 平成21年度の定期評定実施状況

評定の回数	1回
評定の時期	2月
評定の対象人数	468人